

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、りんごの高密度植わい化栽培を推進し、生産量の堅持と産地の持続的発展を図るため、県内の苗木業者、全国農業協同組合連合会青森県本部、農業協同組合及びりんご生産者が組織する営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び営農に関する規約等が定められているものに限る。）（以下「苗木業者等」という。）が、高密度植わい化栽培で使用する専用苗木、専用苗木に使用する台木及び台木生産のための親株（以下「専用苗木等」という。）の増産に取り組む事業（以下「りんご高密度植専用苗木増産事業」という。）に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、苗木業者等に対し、りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業実施場所の位置図
- (3) 苗木業者及び営農集団が事業実施主体の場合にあっては、これらの団体の組織及び運営に関する規約等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

なお、別表に定める重要な変更該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知事の指導を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (5) 専用苗木等の作業日誌、管理台帳等の関係書類を作成し、増産する専用苗木等の種類に応じてそれぞれ次のアからウまでに掲げる各年度の6月末日までに、これらの関係書類を事業成果報告書（第4号様式）に添付して提出すること。
 - ア 専用苗木 令和7年度
 - イ 専用苗木に使用する台木 令和7年度及び令和8年度
 - ウ 台木生産のための親株 令和7年度から令和9年度まで

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金請求書（第5号様式）の提出により行うものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年4月30日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日からこの要綱の施行の日まで行われた本事業においても適用する。

別表（第2、第4関係）

1 補助対象経費	2 補助金の額	3 採択要件	4 重要な変更
<p>苗木業者等がりんご高密度植わい化栽培に使用する専用苗木等を増産するために要するかかり増し経費（通常の苗木養成では要しないかかり増し経費をいう。）で、次に掲げるもの</p> <p>①資材費 農業用支柱、ポリマルチシート、植物成長調整剤その他知事が必要と認める資材に係る経費</p> <p>②労務費 植物成長調整剤処理、かん水、野ねずみ対策、専用苗木の堀取り・選別その他知事が必要と認める作業の時間に青森県最低賃金を乗じて得た額</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は255円に専用苗木等の増産本数を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に本社又は拠点を有し、県内園地で事業を実施すること。 2 専用苗木に使用する台木はM.9台木に限り、台木の繁殖方法は取り木繁殖を基本とすること。 また、養成する専用苗木は1年生フェザー苗とすること。 3 増産本数の下限について、専用苗木又は台木は300本程度、親株は150本程度とし、専用苗木及び台木の増産に併せて取り組む場合は、合計300本程度とすること。 4 自家使用を目的とした専用苗木の増産は除くこと。 5 M.9台木として増産したものは、翌年度、必ず専用苗木の台木として使用すること。 6 専用苗木等の養成期間中に養成を中止し、又は伐採しないこと。ただし、次のア及びイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 不測の生育不良や病虫害等により、定植に耐え得る十分な専用苗木とならない又は枯死した場合 イ ア以外で知事と協議してやむを得ない事情があると認められた場合 7 専用苗木として増産する品種は、別記「品種の位置づけ」に記載のある品種とすること。 8 登録品種の育成者権者の許諾を受けていない苗木業者等が当該品種の専用苗木の生産に取り組む場合は、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施園地の変更 2 補助金の増又は補助対象経費の30%を超える増減

		<p>国に届出している種苗業者と、別途、覚書（参考様式）を交わし、その写しを事業計画書に添付すること。</p> <p>9 専用苗木の増産に当たっては、育成者権の侵害及び種苗法に違反する行為をしないこと。</p>	
--	--	---	--

別記（第2関係）

「品種の位置づけ」（令和6年度改訂版 青森県りんご生産指導要項より）

区分	基本品種	補助品種	試作品種
極早生		夏緑、 <u>恋空</u> 、花祝、祝	
早生	つがる	未希ライフ、きおう	<u>紅はつみ</u>
中生	早生ふじ、ジョナゴールド	<u>トキ</u> 、紅玉、シナノスイート、世界一、陸奥	千雪、秋陽
晩生	ふじ、王林	北斗、金星、ぐんま名月、 <u>シナノゴールド</u>	<u>星の金貨</u> 、はるか

※下線は、登録品種であり、育成者権がある品種。

第1号様式（第3関係）

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金交付申請書

令和6年度において実施するりんご高密度植専用苗木増産事業について、補助金 円
の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書
類を添えて下記のとおり申請します。

記

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）事業実施場所の位置図
- （3）組織及び運営に関する規約等の写し
- （4）その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3、第8関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施主体名 及び代表者氏名	専用苗木 増産品種名	事業量 (本数)	事業実施園地の面積 (㎡)	費用内訳（円）		事業実施園地の場所	備考
				資材費	労務費		

注) 1 台木を増産する場合は、「専用苗木増産品種名」の欄に「M9.ナガノ」又は「M9.T337」のいずれかを記入すること。また、「事業量」の欄の上段に親株の本数を、下段に括弧書きで計画している増産本数を記載すること。

2 「費用内訳」の「労務費」の欄は、作業日誌に記載のある作業内容、作業時間及び青森県最低賃金により計算すること。

3 専用苗木及び台木を増産に併せて取り組む場合は、行を追加してそれぞれ記載すること。

3 補助金の額

(単位：円)

事業費	負担区分	
	県補助金	その他（自己資金）

4 事業実施主体の概要

設立年月日	構成人数	組織活動内容	備考

注) 全国農業協同組合連合会青森県本部、農業協同組合及び法人の場合は、登記事項証明書等の写しを添付することにより上記の記載を省略することができる。

5 事業着手予定年月日 年 月 日

6 事業完了予定年月日 年 月 日

注) 事業完了予定年月日は、専用苗木又は台木を掘り上げて冷蔵庫等で保管する場合は12月31日まで、ほ場で管理する場合は3月31日までとする。

7 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 その他					
計					

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
資材費 労務費					
計					

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和6年度りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

注)

- 1 記以下の記載要領は、第1号様式に準じるものとする。
- 2 添付する第2号様式の「事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」とし、その内容を記載すること。
- 3 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
なお、補助金の額が増加する場合は、件名を「令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業変更承認及び同事業費補助金追加交付申請書」とし、本文中の「その承認を申請します。」を「補助金 円を追加交付されたく申請します。」とすること。
- 4 中止又は廃止の場合は、その期日並びに事業の中止・廃止の理由及び中止・廃止の期日までに事業に要した経費を記載すること。

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業成果報告書

令和6年度に実施したりんご高密度植専用苗木増産事業について、令和6年度りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金交付要綱第4第5号の規定により、下記のとおり令和 年度の事業成果を報告します。

記

事業成果

区 分	取組状況	事業の効果	備 考
参考：1年目（令和6年度）			
2年目（令和7年度）			
3年目（令和8年度）			
4年目（令和9年度）			

注）1 増産に取り組んだものが専用苗木の場合は事業終了後1年間、台木の場合は2年間、親株の場合は3年間、事業成果を報告すること。

2 「事業の効果」の欄には、取組により向上した技術力や取組面積、苗木等の品質、生産量等を記載すること。

3 専用苗木及び台木の増産に併せて取り組んだ場合は、行を追加してそれぞれ記載すること。

4 作業日誌等の関係書類については、毎年度3月末日までのものを添付すること。

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度青森県りんご
高密度植専用苗木増産事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	
支店・支所名	
口座種別・口座番号	
口座名義	

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- （1）事業実績書（第2号様式）
- （2）その他知事が必要と認める書類

参考様式（第2別表関係）

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業費補助金に係る
登録品種の高密度植わい化栽培の専用苗木の増産に関する覚書

登録品種の権利管理者「〇〇種苗株式会社」（以下「権利管理者」という。）と登録品種の権利利用者「〇〇〇」（以下「権利利用者」という。）は、登録品種の高密度植わい化栽培の専用苗木の増産について、下記のとおり合意する。

記

- 1 権利利用者は、種苗法の定めに基づいて、登録品種の高密度植わい化栽培の専用苗木の増産を行い、これを権利管理者へ卸すこととする。
- 2 権利利用者が登録品種の高密度植わい化栽培の専用苗木を増産する本数は_____本を計画し、定植に耐えられない品質の苗木については処分することとする。
- 3 権利管理者と権利利用者は、自然災害等、当事者の合理的支配を超える事由により、本覚書で合意したことが妨げられる場合は、それぞれ責任を負わないこととする。

以上

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、権利管理者と権利利用者が記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

権利管理者 住所 _____

氏名（名称及び代表者氏名） _____ 印

権利利用者 住所 _____

氏名（名称及び代表者氏名） _____ 印